

3-3 所得種類別課税状況

(1) 利子所得等の課税状況

区 分		課 税 分		非 課 税 分		合 計	
		支 払 金 額	源泉徴収税額	障害者等非課税・ 財形貯蓄非課税分 支 払 金 額	その他の非課税分 支 払 金 額	支 払 金 額	源泉徴収税額
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
公	債	1,155,173	173,276	21,991	11,067,028	12,244,192	173,276
社	債	1,981,040	297,156	7,301	27,875,648	29,863,989	297,156
預貯金	郵便貯金	37,923,166	5,688,475	4,934,334	90,954	42,948,454	5,688,475
	銀行預金	38,858,433	5,828,765	525,065	7,477,500	46,860,998	5,828,765
	銀行以外の金融機関の預金	16,547,160	2,482,074	1,386,343	11,190,509	29,124,012	2,482,074
	勤務先預金	3,584,260	537,639	5,682	—	3,589,942	537,639
合同運用信託の収益の分配		241,693	36,254	31,098	8,454	281,245	36,254
公社債投資信託の収益の分配		74,133	11,120	3	—	74,136	11,120
小 計		100,365,058	15,054,759	6,911,817	57,710,093	164,986,968	15,054,759
定期積金の給付補てん金等		1,359,366	203,905	—	246,977	1,606,343	203,905
匿名組合契約等に基づく収益の分配、生命保険等の差益		234,749	38,593	—	—	234,749	38,593
割引債の償還差益		—	—	—	—	—	—
計		101,959,173	15,297,257	6,911,817	57,957,070	166,828,060	15,297,257

調査対象等：平成19年2月から平成20年1月までに利子等の支払者から提出された「利子等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(2) 配当所得の課税状況

区 分	一 般 課 税 分		非 課 税 分	特 例 税 率 適 用 分		合 計	
	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	源泉徴収税額
利益又は利息の配当、剰余金の分配、 基金利息の分配、特定証券投資法人の 投資口の配当等	千円 142,772,433	千円 28,330,813	千円 9,862,101	千円 8,706,735	千円 675,669	千円 161,341,269	千円 29,006,482
投資信託（公社債投資信託及び公募公 社債等運用投資信託を除く。）及び特 定目的信託の収益の分配	—	—	4,020	176,197	12,815	180,217	12,815
計	142,772,433	28,330,813	9,866,121	8,882,932	688,484	161,521,486	29,019,296

調査対象等：平成19年2月から平成20年1月までに提出された「配当等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(3) 上場株式等の譲渡所得等の課税状況

区 分	源泉徴収選択口座内 調整所得金額等	源 泉 徴 収 税 額
	千円	千円
源泉徴収選択口座内保管 上場株式等の譲渡所得等	55,951,575	3,917,040

調査対象等：平成19年2月から平成20年1月までに上場株式等の譲渡の対価の支払者から提出された「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(4) 給与所得及び退職所得の課税状況

区 分		官 公 庁		そ の 他		合 計	
		支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額
給 与 所 得	俸 給 ・ 給 料 ・ 賞 与	千円 2,656,912,084	千円 94,548,706	千円 9,070,094,716	千円 270,851,914	千円 11,727,006,800	千円 365,400,620
	日 雇 労 働 者 の 賃 金	4,082,130	128,743	87,162,342	1,265,528	91,244,472	1,394,271
	計	2,660,994,214	94,677,449	9,157,257,058	272,117,442	11,818,251,272	366,794,891
退 職 所 得		211,922,318	3,462,798	218,254,811	4,701,279	430,177,129	8,164,078
災 害 減 免 法 に よ り 徴 収 猶 予 し た も の		—	—	—	—	—	—

調査対象等：給与等の支払者から平成20年4月30日までに提出された「法定調書合計表（給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票）」及び平成19年2月から平成20年1月までに提出された「給与所得、退職所得等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

用語の説明：1 **法定調書**とは、所得税法の規定により税務署長に対して、その提出を義務付けられている書類をいい、原則として翌年1月31日までに提出することとなっている。法定調書の種類は多数にのぼっており、例えば①利子等の支払調書、②配当及び剰余金の分配の支払調書、③報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書、④給与所得の源泉徴収票、⑤非居住者に支払われる給与、給付及び役務の報酬の支払調書がある。

2 **徴収猶予**とは、通常の法定納期限に徴収しないで、一定の期間徴収手続を猶予することをいう。したがって、一定の期間、納期限を延長する、いわゆる延納制度とは異なるものである。

(5) 報酬・料金等所得の課税状況

区 分		支 払 金 額	源泉徴収税額
法 第 2 0 4 条 該 当	原稿料、作曲料、放送謝金、講演料等の報酬又は料	13,058,354	1,309,404
	弁護士、税理士等の報酬又は料金	70,918,512	7,151,684
	診療報酬	142,959,271	12,694,410
	職業野球の選手、騎手、外交員等の報酬又は料	53,923,566	3,510,450
	芸能等についての出演・演出等の報酬又は料	2,080,475	211,762
	バー、キャバレーのホステス等の報酬又は料	8,567,789	478,332
	契約金・賞金	2,236,048	59,049
	小 計	293,744,015	25,415,091
法第203条の2該当（公的年金等）		22,311,046	592,045
法第207条該当（生命保険契約等に基づく年金）		213,979,374	875,804
法第174条該当（馬主に支払われる競馬の賞金等）		263,323	10,465
計		530,297,758	26,893,406
災害減税法により徴収猶予したもの		—	—

調査対象等：報酬・料金等の支払者から、平成20年4月30日までに提出された「法定調書の合計表（報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書）」及び平成19年2月から平成20年1月までに提出された「報酬・料金等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(6) 非居住者等所得の課税状況

区 分	支払金額			源泉徴収税額
	課税分	非課税又は 免税分	総 額	
	千円	千円	千円	千円
公 社 債 ・ 預 貯 金 の 利 子 等	426,710	—	426,710	42,522
利益又は利息の配当、剰余金の分配、基金利息の分配、特定証券投資法人の投資口の配当等、投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）及び特定目的信託の収益の分配	7,638,453	—	7,638,453	280,816
匿名組合契約に基づく収益の分配	182,745	—	182,745	36,549
給 与 ・ 賞 与 等	1,131,988	2,002,779	3,134,767	219,273
退 職 所 得	13,183	160	13,343	2,621
役 務 の 報 酬	767,118	567,286	1,334,404	149,324
工業所有権その他の技術に関する権利等の使用料又はその譲渡による対価	607,184	3,540	610,724	116,889
著作権の使用料又はその譲渡による対価	76,846	494,360	571,206	15,350
貸 付 金 の 利 子	343,275	—	343,275	68,471
不動産、採石権の貸付、租鉱権の設定又は航空機、船舶の貸付による所得	77,157	—	77,157	15,285
機 械 等 の 使 用 料	4,177	—	4,177	801
土 地 等 の 譲 渡 に よ る 対 価	29,626	—	29,626	2,964
人 的 役 務 提 供 事 業 の 対 価	314,197	—	314,197	62,556
生 命 保 険 契 約 等 に 基 づ く 年 金	—	—	—	—
賞 金	—	—	—	—
合 計	11,612,659	3,068,125	14,680,784	1,013,420

調査対象等：平成20年4月30日までに非居住者等の給与等の支払者から提出された「法定調書の合計表（非居住者等に支払われる給与等の支払調書）」及び平成20年1月までに提出された「非居住者・外国法人の所得についての所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。